

協 約 書

令和 年 月 日付け申請に係る土地(以下「開発区域」という。)の開発行為にあたり、白根郷土地改良区(以下「甲」という。)と開発者(以下「乙」という。)は、次のとおり協約する。

記

第1条 開発区域から流出する宅地排水(以下「宅地排水」という。)は、甲の管理する農業用排水路へ放流することができるものとする。

2. 前項の放流は、ha当たり最高増量分 $0.01597\text{m}^3/\text{s}$ を越えないものとする。

第2条 乙は、宅地排水の放流にあたり廃水処理施設を設置し、法令に定める水質基準の範囲内で放流するものとする。

第3条 乙は、この開発行為により時間排水量の増量分に対する負担金として、白根郷土地改良区施設使用規程第15条に定める特別排水負担金を納入するものとする。

2. 前項の負担金は、甲が別に発行する納入告知書によって納入するものとする。

第4条 乙の開発行為により周辺農地の農業用排水の利用及び土地改良施設に支障をきたすと甲が認めたときは、乙は甲の指示により必要な処置を講じるものとする。

2. 前項の経費は乙の負担とする。

第5条 開発区域が農業用排水路と接して立地する場合、乙は崩壊防止のため護岸工事を行うものとし、工事の施工期間はこの協約締結の日から一年以内とする。

2. 協約締結の日から一年を経過しても乙が前項の工事を実施せず農業用施設の維持管理上支障をきたすと甲が判断した場合、甲は乙に代って当該工事の施行をすることができるものとする。

3. 前項の工事に係る経費は、乙の負担とする。

第6条 前条に定める工事の保証金として甲が算出した金額(以下「預託金」という。)を乙はこの協約の締結と同時に甲に納入するものとする。

2. 預託金は、乙が前条の工事を完了した場合、遅滞なく甲から乙に還付するものとする。

3. 預託金には、利息は付さないものとする。

第7条 第5条第3項の経費は、預託金をもって相殺できるものとする。

第8条 この協約に定めない事項又はこの協約に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。

上記協約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市南区白根東町一丁目4番36号
白根郷土地改良区
理事長 丸 山 久 夫 印

乙

印